

「企業結合に関する会計基準」等の改正に伴う
有価証券上場規程施行規則等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程施行規則新旧対照表	1
2. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則新旧対照表	16
3. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則新旧対照表	28

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(内国会社の形式要件の取扱い) 第212条 (略) 2~4 (略) 5 規程第205条第5号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。 (1) (略) (2) 前号aに規定する直前四半期会計期間の末日における純資産の額とは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び <u>非支配株主持分</u> を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。 (3) ~ (13) (略) 6~11 (略)	(内国会社の形式要件の取扱い) 第212条 (略) 2~4 (略) 5 規程第205条第5号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。 (1) (略) (2) 前号aに規定する直前四半期会計期間の末日における純資産の額とは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び <u>少数株主持分</u> を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。 (3) ~ (13) (略) 6~11 (略)
(新株予約権証券の上場基準) 第306条 (略) 2・3 (略) 4 規程第304条第1項第3号bに規定する債務超過の取扱いは、次の各号に定めるところによる。 (1) 規程第304条第1項第3号bに規定する債務超過とは、連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則又は四半期連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、連結財務諸表規則第45条の	(新株予約権証券の上場基準) 第306条 (略) 2・3 (略) 4 規程第304条第1項第3号bに規定する債務超過の取扱いは、次の各号に定めるところによる。 (1) 規程第304条第1項第3号bに規定する債務超過とは、連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則又は四半期連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、連結財務諸表規則第45条の

2 第1項又は四半期連結財務諸表規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。) が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表又は四半期貸借対照表(比較情報を除く。以下この項において同じ。)に基づいて算定される純資産の額(財務諸表等規則又は四半期財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表又は四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、財務諸表等規則第54条の3第1項又は四半期財務諸表等規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。) が負である場合をいい。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合は、当該連結貸借対照表又は当該四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表又は当該四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(当取引所が必要と認めるものに限る。)を除外した額をいう。) が負である場合をいい。

(2) (略)

5・6 (略)

(指定替えの要件及び時期)

第311条 (略)

2~4 (略)

5 規程第311条第1項第5号に規定する債務超過の取扱い及び市場第一部銘柄が同号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。

(1) 債務超過の取扱い

a 規程第311条第1項第5号に規定する債務超過の状態とは、連結貸借対照表(比較情報を除く。以下この項において同じ。)に基づいて算定される純資産の額(連結財務諸表規則の規定

2 第1項又は四半期連結財務諸表規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。) が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表又は四半期貸借対照表(比較情報を除く。以下この項において同じ。)に基づいて算定される純資産の額(財務諸表等規則又は四半期財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表又は四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、財務諸表等規則第54条の3第1項又は四半期財務諸表等規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。) が負である場合をいい。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合は、当該連結貸借対照表又は当該四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表又は当該四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(当取引所が必要と認めるものに限る。)を除外した額をいう。) が負である場合をいい。

(2) (略)

5・6 (略)

(指定替えの要件及び時期)

第311条 (略)

2~4 (略)

5 規程第311条第1項第5号に規定する債務超過の取扱い及び市場第一部銘柄が同号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。

(1) 債務超過の取扱い

a 規程第311条第1項第5号に規定する債務超過の状態とは、連結貸借対照表(比較情報を除く。以下この項において同じ。)に基づいて算定される純資産の額(連結財務諸表規則の規定

により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。) が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が負である場合をいい。ただし、上場会社が IFRS 任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。

b ~ d (略)

(2) (略)

(決定事実に係る軽微基準)

第401条 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、IFRS 任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1) (略)

(2) 規程第402条第1号mに掲げる事項

a 事業の一部を譲渡する場合

次の (a) から (e) までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) ~ (c) (略)

により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。) が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が負である場合をいい。ただし、上場会社が IFRS 任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額

（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。

b ~ d (略)

(2) (略)

(決定事実に係る軽微基準)

第401条 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、IFRS 任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1) (略)

(2) 規程第402条第1号mに掲げる事項

a 事業の一部を譲渡する場合

次の (a) から (e) までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) ~ (c) (略)

(d) 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益（IFRS任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益。以下第404条までにおいて同じ。）の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(e) (略)

b 事業の全部又は一部を譲り受ける場合

次の（a）から（e）までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(e) (略)

(3)・(4) (略)

(5) 規程第402条第1号qに掲げる事項

次のaからjまで（上場会社が子会社取得（子会社等でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を子会社等とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあっては、h及びiを除く。）に掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。

a～c (略)

d 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の当期純利益金額（新たに子会社等を設立する場合は、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業

(d) 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による連結当期純利益（IFRS任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益。以下第404条までにおいて同じ。）の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(e) (略)

b 事業の全部又は一部を譲り受ける場合

次の（a）から（e）までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(e) (略)

(3)・(4) (略)

(5) 規程第402条第1号qに掲げる事項

次のaからjまで（上場会社が子会社取得（子会社等でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を子会社等とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあっては、h及びiを除く。）に掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。

a～c (略)

d 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の当期純利益金額（新たに子会社等を設立する場合は、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業

年度の当期純利益金額の見込額) が上場会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。

e ~ j (略)

(6) 規程第 402 条第 1 号 r に掲げる事項

a 固定資産を譲渡する場合

次の (a) から (d) までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) • (b) (略)

(c) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(d) (略)

b (略)

(7) (略)

(8) 規程第 402 条第 1 号 t に掲げる事項

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a • b (略)

c 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

d (略)

(9) (略)

(10) 規程第 402 条第 1 号 a b に掲げる事項

次の a から c までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a • b (略)

c 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも

年度の当期純利益金額の見込額) が上場会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。

e ~ j (略)

(6) 規程第 402 条第 1 号 r に掲げる事項

a 固定資産を譲渡する場合

次の (a) から (d) までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) • (b) (略)

(c) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(d) (略)

b (略)

(7) (略)

(8) 規程第 402 条第 1 号 t に掲げる事項

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a • b (略)

c 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

d (略)

(9) (略)

(10) 規程第 402 条第 1 号 a b に掲げる事項

次の a から c までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a • b (略)

c 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも

当該合理化の実施による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(11)・(12) (略)

2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前項の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額（連結財務諸表における純資産額をいう。以下第404条までにおいて同じ。）」とあるのは「純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下この項において同じ。）」と、「連結会社（上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下第404条までにおいて同じ。）の売上高」とあるのは「売上高」と、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の固定資産」とあるのは「固定資産」と、「連結資本金額（連結財務諸表における資本金の額をいう。以下この条及び第403条において同じ。）」とあるのは「資本金の額」と、「連結資本金額」とあるのは「資本金の額」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(発生事実に係る軽微基準)

第402条 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1) 規程第402条第2号aに掲げる事実

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a・b (略)

c 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計

当該合理化の実施による連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(11)・(12) (略)

2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前項の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額（連結財務諸表における純資産額をいう。以下第404条までにおいて同じ。）」とあるのは「純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下この項において同じ。）」と、「連結会社（上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下第404条までにおいて同じ。）の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の固定資産」とあるのは「固定資産」と、「連結資本金額（連結財務諸表における資本金の額をいう。以下この条及び第403条において同じ。）」とあるのは「資本金の額」と、「連結資本金額」とあるのは「資本金の額」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(発生事実に係る軽微基準)

第402条 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1) 規程第402条第2号aに掲げる事実

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a・b (略)

c 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計

年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d (略)

(2) 規程第402条第2号dに掲げる事実

a (略)

b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aの(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この条及び第404条において同じ。)の場合又は前aの(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(e)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(e) (略)

(3) 規程第402条第2号eに掲げる事実

a (略)

b 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aの(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等(申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この条及び第404条において同じ。)の場合又は前aの(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合

年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d (略)

(2) 規程第402条第2号dに掲げる事実

a (略)

b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aの(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この条及び第404条において同じ。)の場合又は前aの(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(e)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結当期純利益の減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(e) (略)

(3) 規程第402条第2号eに掲げる事実

a (略)

b 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aの(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等(申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この条及び第404条において同じ。)の場合又は前aの(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合

であって、次の（a）から（d）までのいずれにも該当すること。

（a）・（b）（略）

（c）裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

（d）（略）

（4）（略）

（5）規程第402条第2号kに掲げる事実

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a・b（略）

c 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d（略）

（6）（略）

（7）規程第402条第2号mに掲げる事実

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a・b（略）

c 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d（略）

（8）（略）

（9）規程第402条第2号qに掲げる事実

次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。

a（略）

であって、次の（a）から（d）までのいずれにも該当すること。

（a）・（b）（略）

（c）裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結当期純利益の減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

（d）（略）

（4）（略）

（5）規程第402条第2号kに掲げる事実

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a・b（略）

c 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d（略）

（6）（略）

（7）規程第402条第2号mに掲げる事実

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a・b（略）

c 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結当期純利益の増加額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d（略）

（8）（略）

（9）規程第402条第2号qに掲げる事実

次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。

a（略）

- b 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- 2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前項の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下この項において同じ。）」と、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(子会社等の決定事実に係る軽微基準)

第403条 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号qに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1) 規程第403条第1号aに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該株式交換による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(2) 規程第403条第1号bに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該株式移転による連結会社の親会

- b 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

- 2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前項の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下この項において同じ。）」と、「連結当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(子会社等の決定事実に係る軽微基準)

第403条 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号qに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1) 規程第403条第1号aに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該株式交換による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(2) 規程第403条第1号bに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該株式移転による連結会社の連結

社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(3) 規程第403条第1号cに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該合併による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(4) 規程第403条第1号dに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該会社分割による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(5) 規程第403条第1号eに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(5) の2 規程第403条第1号fに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該解散による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(3) 規程第403条第1号cに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該合併による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(4) 規程第403条第1号dに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該会社分割による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(5) 規程第403条第1号eに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(5) の2 規程第403条第1号fに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該解散による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(6) • (7) (略)

(8) 規程第 403 条第 1 号 i に掲げる事項

次の a から h まで（子会社等が孫会社取得（上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第 27 条の 3 第 1 項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあっては、h を除く。）に掲げるもののいずれにも該当すること。

a ~ c (略)

d 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の当期純利益金額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から 3 年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が連結会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。

e ~ h (略)

(9) 規程第 403 条第 1 号 j に掲げる事項

a 固定資産を譲渡する場合

次の (a) から (c) までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) • (b) (略)

(c) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が連結会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

b (略)

(10) (略)

(11) 規程第 403 条第 1 号 1 に掲げる事項

次の a から c までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a • b (略)

見込まれること。

(6) • (7) (略)

(8) 規程第 403 条第 1 号 i に掲げる事項

次の a から h まで（子会社等が孫会社取得（上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第 27 条の 3 第 1 項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあっては、h を除く。）に掲げるもののいずれにも該当すること。

a ~ c (略)

d 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の当期純利益金額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から 3 年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が連結会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。

e ~ h (略)

(9) 規程第 403 条第 1 号 j に掲げる事項

a 固定資産を譲渡する場合

次の (a) から (c) までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) • (b) (略)

(c) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結当期純利益の増加額又は減少額が連結会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

b (略)

(10) (略)

(11) 規程第 403 条第 1 号 1 に掲げる事項

次の a から c までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a • b (略)

c 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(12) (略)

(13) 規程第403条第1号pに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該子会社等の直前事業年度の当期純利益金額が連結会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(14) (略)

(子会社等の発生事実に係る軽微基準)

第404条 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号qに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1) 規程第403条第2号aに掲げる事実

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a・b (略)

c 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(2) 規程第403条第2号bに掲げる事実

c 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(12) (略)

(13) 規程第403条第1号pに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該子会社等の直前事業年度の当期純利益金額が連結会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(14) (略)

(子会社等の発生事実に係る軽微基準)

第404条 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号qに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1) 規程第403条第2号aに掲げる事実

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a・b (略)

c 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(2) 規程第403条第2号bに掲げる事実

a (略)

b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前 a に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又は前 a に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の (a) から (d) までのいずれにも該当すること。

(a) ~ (c) (略)

(d) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(3) 規程第 403 条第 2 号 c に掲げる事実

a (略)

b 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前 a に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等の場合又は前 a に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の (a) から (c) までのいずれにも該当すること。

(a) · (b) (略)

(c) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(4) (略)

(5) 規程第 403 条第 2 号 h に掲げる事実

次の a から c までに掲げるもののいず

a (略)

b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前 a に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又は前 a に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の (a) から (d) までのいずれにも該当すること。

(a) ~ (c) (略)

(d) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結当期純利益の減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(3) 規程第 403 条第 2 号 c に掲げる事実

a (略)

b 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前 a に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等の場合又は前 a に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の (a) から (c) までのいずれにも該当すること。

(a) · (b) (略)

(c) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結当期純利益の減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(4) (略)

(5) 規程第 403 条第 2 号 h に掲げる事実

次の a から c までに掲げるもののいず

れにも該当すること。

a・b (略)

c 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(6) (略)

(7) 規程第403条第2号jに掲げる事実

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a・b (略)

c 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(8) (略)

れにも該当すること。

a・b (略)

c 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(6) (略)

(7) 規程第403条第2号jに掲げる事実

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a・b (略)

c 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結当期純利益の増加額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(8) (略)

付 則

- この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- この改正規定施行の日前に開始した連結会計年度に係るものについては、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「連結当期純利益」と、「非支配株主持分」とあるのは「少数株主持分」とする。

別添6 類似会社比準価格の算定基準

類似会社比準価格の算定については、以下に定めるところによるものとする。

1. (略)

2. 類似会社比準価格算定式

(略)

(1) 1株当たり純利益額及び純資産額について

a 1株当たり純利益額は、損益計算書における直前事業年度の当期純利益額に基づき算出する。

b (略)

(2)～(4) (略)

別添6 類似会社比準価格の算定基準

類似会社比準価格の算定については、以下に定めるところによるものとする。

1. (略)

2. 類似会社比準価格算定式

(略)

(1) 1株当たり純利益額及び純資産額について

a 1株当たり純利益額は、損益計算書における直前事業年度の税引後当期純利益額に基づき算出する。

b (略)

(2)～(4) (略)

(5) 異常な特別損益等により当期純利益額を採用することが適当でない場合又は最近数年間における業績に大きな変動が認められるなど、第1号により難い場合には、合理的な方法によることができる。

(6)・(7) (略)

別添8 運用資産に係る書面の記載要領
運用資産に係る書面に記載する事項を次のとおり定める。

I 運用資産の状況

1. (略)
2. 未公開株等及び未公開株等関連資産
 - (1) (略)
 - (2) 未公開株等及び未公開株等関連資産の発行者（以下「未公開企業」という。）に関する事項
 - a (略)
 - b 直前連結会計年度（当該直前連結会計年度の末日以後提出日までの期間において終了する中間連結会計期間（四半期決算を行っている場合は四半期連結会計期間、第1四半期又は第3四半期のうち提出日の直前のものをいう。以下同じ。）がある場合には、当該中間連結会計期間を含む。）に係る売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、配当総額及び当該直前連結会計年度の末日における総資産の額、総負債の額及び株主資本（純資産）の額を前年同期と比較して記載することとし、公認会計士等による監査の有無について注記するものとする。この場合において、未公開企業が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「中間連結会計期間」とあるのは「中間会計期間」と、「四半期連結会計期間」とあるのは「四半期会計期間」と、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、それぞれ読み替えるものとする。

(5) 異常な特別損益等により税引後当期純利益額を採用することが適当でない場合又は最近数年間における業績に大きな変動が認められるなど、第1号により難い場合には、合理的な方法によることができる。

(6)・(7) (略)

別添8 運用資産に係る書面の記載要領
運用資産に係る書面に記載する事項を次のとおり定める。

I 運用資産の状況

1. (略)
2. 未公開株等及び未公開株等関連資産
 - (1) (略)
 - (2) 未公開株等及び未公開株等関連資産の発行者（以下「未公開企業」という。）に関する事項
 - a (略)
 - b 直前連結会計年度（当該直前連結会計年度の末日以後提出日までの期間において終了する中間連結会計期間（四半期決算を行っている場合は四半期連結会計期間、第1四半期又は第3四半期のうち提出日の直前のものをいう。以下同じ。）がある場合には、当該中間連結会計期間を含む。）に係る売上高、経常利益、当期利益、配当総額及び当該直前連結会計年度の末日における総資産の額、総負債の額及び株主資本（純資産）の額を前年同期と比較して記載することとし、公認会計士等による監査の有無について注記するものとする。この場合において、未公開企業が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「中間連結会計期間」とあるのは「中間会計期間」と、「四半期連結会計期間」とあるのは「四半期会計期間」と、それぞれ読み替えるものとする。

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(決定事実に係る軽微基準)</p> <p>第108条 特例第118条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特例第118条第1号nに掲げる事項</p> <p>a 事業の一部を譲渡する場合 次の(a)から(e)までに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による親会社株主に帰属する<u>当期純利益</u>の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する<u>当期純利益</u>金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(e) (略)</p> <p>b 事業の全部又は一部を譲り受ける場合 次の(a)から(e)までに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる親会社株主に帰属する<u>当期純利益</u>の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する<u>当期純利益</u>金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(e) (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 特例第118条第1号rに掲げる事項 次のaからjまで（上場会社が子会社取得（子会社等でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の</p>	<p>(決定事実に係る軽微基準)</p> <p>第108条 特例第118条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特例第118条第1号nに掲げる事項</p> <p>a 事業の一部を譲渡する場合 次の(a)から(e)までに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による<u>連結当期純利益</u>の増加額又は減少額が直前連結会計年度の<u>連結当期純利益</u>金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(e) (略)</p> <p>b 事業の全部又は一部を譲り受ける場合 次の(a)から(e)までに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる<u>連結当期純利益</u>の増加額又は減少額が直前連結会計年度の<u>連結当期純利益</u>金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(e) (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 特例第118条第1号rに掲げる事項 次のaからjまで（上場会社が子会社取得（子会社等でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の</p>

方法（法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を子会社等とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあっては、h及びiを除く。）に掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。

a～c （略）

d 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の当期純利益金額（新たに子会社等を設立する場合は、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が上場会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

e～j （略）

（6） 特例第118条第1号sに掲げる事項

a 固定資産を譲渡する場合

次の（a）から（d）までに掲げるもののいずれにも該当すること。

（a）・（b） （略）

（c） 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

（d） （略）

b （略）

（7） （略）

（8） 特例第118条第1号uに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a・b （略）

c 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による親会社株主に帰属する当期純

方法（法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を子会社等とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあっては、h及びiを除く。）に掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。

a～c （略）

d 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の当期純利益金額（新たに子会社等を設立する場合は、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が上場会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

e～j （略）

（6） 特例第118条第1号sに掲げる事項

a 固定資産を譲渡する場合

次の（a）から（d）までに掲げるもののいずれにも該当すること。

（a）・（b） （略）

（c） 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

（d） （略）

b （略）

（7） （略）

（8） 特例第118条第1号uに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a・b （略）

c 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は

利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d (略)

(9) (略)

(10) 特例第118条第1号a cに掲げる事項

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a・b (略)

c 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(11)・(12) (略)

2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前項の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額（連結財務諸表における純資産額をいう。以下同じ。）」とあるのは「純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下この項において同じ。）」と、「連結会社（上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下同じ。）の売上高」とあるのは「売上高」と、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の固定資産」とあるのは「固定資産」と、「連結資本金額（連結財務諸表における資本金の額をいう。以下同じ。）」とあるのは「資本金の額」と、「連結資本金額」とあるのは「資本金の額」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(発生事実に係る軽微基準)

第109条 特例第118条に規定する施行

減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d (略)

(9) (略)

(10) 特例第118条第1号a cに掲げる事項

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a・b (略)

c 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(11)・(12) (略)

2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前項の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額（連結財務諸表における純資産額をいう。以下同じ。）」とあるのは「純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下この項において同じ。）」と、「連結会社（上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下同じ。）の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の固定資産」とあるのは「固定資産」と、「連結資本金額（連結財務諸表における資本金の額をいう。以下同じ。）」とあるのは「資本金の額」と、「連結資本金額」とあるのは「資本金の額」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(発生事実に係る軽微基準)

第109条 特例第118条に規定する施行

規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。

(1) 特例第118条第2号aに掲げる事実

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a・b (略)

c 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d (略)

(2) 特例第118条第2号dに掲げる事実

a (略)

b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aの(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下同じ。)の場合又は同(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(e)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(e) (略)

(3) 特例第118条第2号eに掲げる事実

a (略)

b 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手

規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。

(1) 特例第118条第2号aに掲げる事実

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a・b (略)

c 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d (略)

(2) 特例第118条第2号dに掲げる事実

a (略)

b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aの(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下同じ。)の場合又は同(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(e)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結当期純利益の減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(e) (略)

(3) 特例第118条第2号eに掲げる事実

a (略)

b 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手

続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前 a の (a) に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等（申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下同じ。）の場合又は同 (a) に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の (a) から (d) までのいずれにも該当すること。

(a) • (b) (略)

(c) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(d) (略)

(4) (略)

(5) 特例第 118 条第 2 号 k に掲げる事実

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a • b (略)

c 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

d (略)

(6) (略)

(7) 特例第 118 条第 2 号 m に掲げる事実

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a • b (略)

c 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 1

続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前 a の (a) に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等（申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下同じ。）の場合又は同 (a) に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の (a) から (d) までのいずれにも該当すること。

(a) • (b) (略)

(c) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結当期純利益の減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(d) (略)

(4) (略)

(5) 特例第 118 条第 2 号 k に掲げる事実

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a • b (略)

c 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

d (略)

(6) (略)

(7) 特例第 118 条第 2 号 m に掲げる事実

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a • b (略)

c 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結当期純利益の増加額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であ

00分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d (略)

(8) (略)

(9) 特例第118条第2号qに掲げる事実

次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。

a (略)

b 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前項の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下この項において同じ。）」と、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(子会社等の決定事実に係る軽微基準)

第111条 特例第119条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、特例第118条第1号rに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとする。

(1) 特例第119条第1号aに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該株式交換による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満である

ると見込まれること。

d (略)

(8) (略)

(9) 特例第118条第2号qに掲げる事実

次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。

a (略)

b 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前項の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下この項において同じ。）」と、「連結当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(子会社等の決定事実に係る軽微基準)

第111条 特例第119条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、特例第118条第1号rに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとする。

(1) 特例第119条第1号aに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該株式交換による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

と見込まれること。

(2) 特例第119条第1号bに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該株式移転による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(3) 特例第119条第1号cに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該合併による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(4) 特例第119条第1号dに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該会社分割による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(5) 特例第119条第1号eに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(6) 特例第119条第1号fに掲げる事項

(2) 特例第119条第1号bに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該株式移転による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(3) 特例第119条第1号cに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該合併による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(4) 特例第119条第1号dに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該会社分割による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(5) 特例第119条第1号eに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(6) 特例第119条第1号fに掲げる事項

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a ~ c (略)

d 当該解散による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(7) · (8) (略)

(9) 特例第 119 条第 1 号 i に掲げる事項

次の a から h まで (子会社等が孫会社取得 (上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法 (法第 27 条の 3 第 1 項に規定する公開買付けによるものを除く。) により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。以下同じ。) を行う場合以外の場合にあっては、h を除く。) に掲げるもののいずれにも該当すること。

a ~ c (略)

d 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の当期純利益金額 (新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から 3 年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額) が連結会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。

e ~ h (略)

(10) 特例第 119 条第 1 号 j に掲げる事項

a 固定資産を譲渡する場合

次の (a) から (c) までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) · (b) (略)

(c) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が連結会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a ~ c (略)

d 当該解散による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(7) · (8) (略)

(9) 特例第 119 条第 1 号 i に掲げる事項

次の a から h まで (子会社等が孫会社取得 (上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法 (法第 27 条の 3 第 1 項に規定する公開買付けによるものを除く。) により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。以下同じ。) を行う場合以外の場合にあっては、h を除く。) に掲げるもののいずれにも該当すること。

a ~ c (略)

d 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の当期純利益金額 (新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から 3 年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額) が連結会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。

e ~ h (略)

(10) 特例第 119 条第 1 号 j に掲げる事項

a 固定資産を譲渡する場合

次の (a) から (c) までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) · (b) (略)

(c) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結当期純利益の増加額又は減少額が連結会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

b (略)
(1 1) (略)
(1 2) 特例第119条第1号1に掲げる事項
次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。
a・b (略)
c 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
(1 3) (略)
(1 4) 特例第119条第1号pに掲げる事項
次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。
a～c (略)
d 当該子会社等の直前事業年度の当期純利益金額が連結会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
(1 5) (略)

(子会社等の発生事実に係る軽微基準)
第112条 特例第119条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、特例第118条第1号rに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとする。
(1) 特例第119条第2号aに掲げる事実
次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。
a・b (略)
c 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度

b (略)
(1 1) (略)
(1 2) 特例第119条第1号1に掲げる事項
次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。
a・b (略)
c 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
(1 3) (略)
(1 4) 特例第119条第1号pに掲げる事項
次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。
a～c (略)
d 当該子会社等の直前事業年度の当期純利益金額が連結会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
(1 5) (略)

(子会社等の発生事実に係る軽微基準)
第112条 特例第119条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、特例第118条第1号rに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとする。
(1) 特例第119条第2号aに掲げる事実
次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。
a・b (略)
c 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益

の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(2) 特例第119条第2号bに掲げる事実

a (略)

b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又は前aに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(d)までのいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(3) 特例第119条第2号cに掲げる事実

a (略)

b 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aに掲げる基準に該当する申立てについての裁判等の場合又は前aに掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(c)までのいずれにも該当すること。

(a)・(b) (略)

(c) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(2) 特例第119条第2号bに掲げる事実

a (略)

b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又は前aに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から

(d)までのいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結当期純利益の減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(3) 特例第119条第2号cに掲げる事実

a (略)

b 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aに掲げる基準に該当する申立てについての裁判等の場合又は前aに掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(c)までのいずれにも該当すること。

(a)・(b) (略)

(c) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結当期純利益の減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

と。

(4) (略)

(5) 特例第119条第2号hに掲げる事実

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a・b (略)

c 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(6) (略)

(7) 特例第119条第2号jに掲げる事実

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a・b (略)

c 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(8) (略)

付 則

- この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- この改正規定施行の日前に開始した連結会計年度に係るものについては、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「連結当期純利益」と、「親会社株主に帰属する当期純損失」とあるのは「連結当期純損失」と、「非支配株主持分」とあるのは「少数株主持分」とする。

別記第3号様式 特定証券情報

第一部～第四部 (略)

第五部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

(記載上の注意)

(1)～(24) (略)

(4) (略)

(5) 特例第119条第2号hに掲げる事実

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a・b (略)

c 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(6) (略)

(7) 特例第119条第2号jに掲げる事実

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a・b (略)

c 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結当期純利益の増加額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(8) (略)

別記第3号様式 特定証券情報

第一部～第四部 (略)

第五部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

(記載上の注意)

(1)～(24) (略)

(25) 主要な経営指標等の推移

a 最近3連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の次に掲げる主要な経営指標等の推移について、また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の次に掲げる主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。

(a) ~ (b) (略)

(c) 親会社株主に帰属する当期純利益
金額又は親会社株主に帰属する当期純損失
金額

(d) ~ (i) (略)

(j) 自己資本比率(純資産額から連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「連結財務諸表規則」という。)第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)

(k) 自己資本利益率(親会社株主に帰属する当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。)

(l) ~ (q) (略)

(25) 主要な経営指標等の推移

a 最近3連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の次に掲げる主要な経営指標等の推移について、また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の次に掲げる主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。

(a) ~ (b) (略)

(c) 当期純利益金額又は当期純損失金額

(d) ~ (i) (略)

(j) 自己資本比率(純資産額から連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「連結財務諸表規則」という。)第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)

(k) 自己資本利益率(当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。)

(l) ~ (q) (略)

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券等に係る貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券等が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その発行者の直前事業年度における当期純利益金額（直前連結会計年度に係る連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。）に連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第65条第4項により記載される「親会社株主に帰属する当期純利益金額」（当該直前事業年度において当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社（会社以外の法人を含む。以下同じ。）でない場合は、当該直前事業年度に係る損益計算書に財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第95条の5第2項により記載される「当期純利益金額」）をいう。ただし、当該直前連結会計年度において当該発行者がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該直前連結会計年度に係る連結損益計算書等に基づいて算定される親会社株主に帰属する当期純利益金額に相当する額（当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度に係る損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額）をいう。以下同じ。）が正である銘柄であるとき。ただし、当該発行者が外国会社である場合は、当該発行者の直前事業年度における当期純利益金額に相当する額（当該発行者が連結財務諸表を財務書類として掲記している場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される親会社株主に帰属する当期純利益金額に相当する額をいい、当該発行者が連結財務諸表を財務書</p>	<p>(株券等に係る貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券等が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その発行者の直前事業年度における当期純利益金額（直前連結会計年度に係る連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。）に連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第65条第4項により記載される「当期純利益金額」（当該直前事業年度において当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社（会社以外の法人を含む。以下同じ。）でない場合は、当該直前事業年度に係る損益計算書に財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第95条の5第2項により記載される「当期純利益金額」）をいう。ただし、当該直前連結会計年度において当該発行者がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該直前連結会計年度に係る連結損益計算書等に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額（当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度に係る損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額）をいう。以下同じ。）が正である銘柄であるとき。ただし、当該発行者が外国会社である場合は、当該発行者の直前事業年度における当期純利益金額に相当する額（当該発行者が連結財務諸表を財務書類として掲記している場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額をいい、当該発行者が連結財務諸表を財務書類として掲記していない場合は、損益計算書に基づいて算定される当</p>

類として掲記していない場合は、損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額又は結合損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額をいう。以下同じ。) が正である銘柄であるとき。

(5) ~ (11) (略)
2~8 (略)

期純利益金額に相当する額又は結合損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額をいう。以下同じ。) が正である銘柄であるとき。

(5) ~ (11) (略)
2~8 (略)

付 則

この改正規定は、平成27年4月1日から施行し、この改正規定施行の日前に開始した連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。